

## 第4回新居浜市福祉のまちづくり推進懇話会議事録

日 時：平成22年12月24日（金） 13：30～15：00

場 所：市役所5F 大会議室

出席者：岡崎 克也、白石 文男、合田早百合、田中 真澄、小野 和子、  
河端 幸枝、近藤日左臣、森田まゆみ、和田 卓巳、和田輝世伸、  
佐々木俊洋、明智 美香

計 12名

（オブザーバー）ジェイエムシー株式会社 武内

（事務局）近藤 清孝、神野 洋行、岡 素子、曾我部 康志、  
岡松 良二、高城 秀明、伊藤 微笑、横山 倫代

### 議事内容：

#### 1. 開会

#### 2. 議 事 内 容

##### （1）計画書素案について

新居浜市地域福祉推進計画の素案に基づき、説明を行った。これに対する各委員からの意見は次のとおりである。

・計画書素案では、第1章は計画策定にあたっての位置づけや意義、第2章に新居浜市の現状、第3章で計画の基本的考え方が説明されているが、計画の意義と理念が第2章によって分断されているような感じがする。そこで第1章と第3章を連続させてはどうか。第2章は施策体系図（16P）の前に持ってきたらいいのではないかと考える。

→施策体系図は第3章の一番後ろについているが、第4章の最初に持って行きましょうか。

・施策体系図について、2列目が1から8までの通し番号になっているが、それぞれ1、2づつにした方が良いのではないか。また、1列目が基本方針、3列目はそれぞれの具体的施策となっているが、2列目は標語的な表現でわかりにくい気がする。どういう意味がそれぞれにあるのか。

→3列目のそれぞれの施策をくくっていくと2列目の基本目標となる。第1次の計画を継承した形でこういう表現となっている。

・15Pの「金」（活動資金）について、先に配分金や募金について書かれており、その後、公的な補助金や委託金について書かれてある。市の立場から言うと先に公的なお金について書き、後半に配分金や募金について書く方が、市の積極的な意思が表れるようでいいのではないかと思う。また、社会福祉協議会の福祉基金、市の地域福祉基金の取り崩しについての記載があるが、社会福祉協議会の福祉基金は社会福祉協議会の設置規定に基づいて設置しているものであるため、市の計画で触れること自体おかしいと感じるが、「取り崩すことも検討する」という表現はどうかと感じる。

→公的資金と配分金や募金の順番については表現を変えるよう検討する。福祉基金

については、活用についての議会等からの意見もあってあえて記載した。

・社協の活動計画の方での記載を検討したいと思うので市の計画からの削除をお願いしたい。

・4 P、5 Pの第一次の評価については、数字の表だけではなく、文章表現が必要なのではないかと考える。また、第一次の評価を踏まえて第二次の計画をどう展開したのかというところが見えにくい。

→第一次の評価のところは、文章において評価を行った上で、第二次にどのようにつなげて行くのかという考え方を整理したものにする。

・今回の福祉計画を推進するにあたって10カ年でどのくらいの予算を考えているのか。

・第5次長期総合計画の、実施計画、財政計画はもう策定されているのか。

→第5次長期総合計画の中の地域福祉に関連した部分を総括したのがこの地域福祉推進計画となっている。地域福祉に関連した部分だけの事業費というのはすぐに出せない。ハード面では若水乳児園・若宮保育園の新築、心身障害者福祉センターの大規模改修、東新学園の建て替え等、大きな事業もあるため、かなりの額となる。

・第2章の新居浜市の現状について、県内における位置づけ、類似団体との比較等、があった方が新居浜市はどうかのわかりやすいのではないかと。

→現在は時系列の比較しかないので、他団体や県内、全国と比較する方がよりわかりやすいものについては加筆したい。

・32 Pの「オ. 高齢者不明問題への対応」の中の「地域（共助）」の中の独居高齢者見守り事業について、最近は独居だけではなく老夫婦で体の弱い方等、大変なことになっているケースをよく見ているため、独居だけに限らずそういう家庭にも気にかけていただきたい。

→今のケースは同じ32 Pの「エ. 住み慣れた地域での生活支援」の中で地域包括支援センターが中心となって地域ケアネットワークの充実という部分ではないかと思う。独居老人については現在見守り推進事業を行っているが、高齢者夫婦世帯については、具体的な事業は行っていない。まちづくり校区集会でも同じような意見をいただき、現在、自治会等も入って協議機関、体制づくりを考えているところである。

・52 Pの「高齢者の尊厳が保持される社会づくり」の主な取り組み内容として「総合相談と権利擁護の実施」とあるが、具体的にどのような仕組みでどのようなことをするのか。

→総合相談は地域包括支援センターの包括支援係で65歳以上の高齢者で生活の中で困ったことや心配なことをセンターでも受け付けを行っているほか、市内のランチへ委託して相談を受け付けている。権利擁護については、虐待の発見、お金の管理や契約に関する不安がある時、成年後見の支援を受け付けているところである。

・一番にどこへ相談しに行けばよいかのわかりにくい。体系的なものがわかるような広報を行う必要がある。

→包括支援センターに権利擁護についてのパンフレットを置いてあり、各機関に配布も行っている。

・総合相談というのは障がい者の相談は、含まれていないのか。

→52 Pは高齢者についてのみである。障がい者については、42 P「(1) 児童、障がい者、高齢者の権利擁護」のうちの「イ. 障がい者の理解と社会参加の促進」の部分である。障害者自立支援協議会における協議を中心として今後のノーマライゼーションの実現に向けた取り組みについて書かれてあるが、権利擁護についても

この中に含まれてくる。

(2) 今後のスケジュールについて

次回の懇話会では、今回いただいたご意見を反映させた形での計画書案を示したい。協議の結果最終案としてまとまると、本懇話会は終了となる。それを受けて、委員長から市長に対して報告書を提出していただくことになる。

以 上